（不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出）

第二十九条の三　法第十条の十二の三第四号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

（裁定の申請）

第二十九条の五　法第十条の十二の四の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（森林経営計画の認定の請求等）

第三十四条　（略）

（削る。）

（認定の請求の添付書類）

第三十七条　（略）

（削る。）

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一　当該森林経営計画の対象とする森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度（令第四条の二第三項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。）の翌伐採年度の初日から起算して二年以内（当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐（択伐率が十分の四を超えないものに限る。）により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内）におおむね付録第一の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。

二　当該森林経営計画の対象とする森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているもの及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。）のうち、当該森林経営計画の始期（当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日。以下この号において同じ。）における立木（人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。）の本数が、当該立木と樹種及び樹高

（不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出）

第二十九条の三　法第十条の十二の三第四号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一～三　（略）

（裁定の申請）

第二十九条の五　法第十条の十二の四の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を提出してしなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（森林経営計画の認定の請求等）

第三十四条　（略）

２　前項の書類の提出部数は、各一通（法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通）とする。

（認定の請求の添付書類）

第三十七条　（略）

２　前項の書類の提出部数は、各一通（法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通）とする。

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一　当該森林経営計画の対象とする森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度（令第四条の二第三項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。）の翌伐採年度の初日から起算して二年以内（当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐（択伐率が十分の四を超えないものに限る。）により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内）におおむね付録第一の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。

二　当該森林経営計画の対象とする森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。）のうち、当該森林経営計画の始期（当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日。以下この号において同じ。）における立木（人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。）の本数が、当該立木と樹種及び樹高